

# 「18歳から大人」 で変わることを



4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。近年、公職選挙法の選挙権年齢などが18歳以上に定められ、18歳・19歳の若者にも国政上の重要な判断への参加が求められている中で、成年年齢引き下げは、若者たちの自立と積極的な社会参加を促すものです。

成年の定義が約140年ぶりに見直されたことで、18歳になったその日から民法上「大人」と見なされる高校3年生たち。2年早まった「大人の始まり」は、彼らの暮らしにどんな影響をもたらすのか。「18歳から大人」で変わることを確認しておきましょう。

生年月日	成年になる日	成年年齢
平成14(2002)年4月2日～ 平成15(2003)年4月1日	令和4(2022)年 4月1日	19歳
平成15(2003)年4月2日～ 平成16(2004)年4月1日		18歳
平成16(2004)年4月2日 以降	18歳の誕生日	18歳

## ■成年年齢が18歳に

明治時代から今日まで約140年間、日本での成年年齢は20歳と民法で定められていました。この市民生活に関する基本である民法が改正され、4月1日から成年年齢が20歳から18歳に変わります。これによって、4月1日に18歳・19歳の人は新成人となります。現在、未成年の人は、18歳の誕生日を迎えたその日から新成人です。

## ■なぜ18歳？

近年、公職選挙法の選挙権年齢や憲法改正国民投票の投票権年齢を18歳以上と定めるなど、18歳・19歳の若者にも国政の重要な判断に参加してもらうための政策が進められてきました。こうした中で、市民生活に関する基本法である民法でも、18歳以上を大人として扱うのが適当ではないかという議論がなされ、成年年齢が18歳に引き下げられることになりました。

## ■そもそも成年年齢とは

民法が定めている成年年齢は、「二人で契約をすることができる年齢」という意味と、「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思でさまざまな契約ができるようになるということです。

今まで20歳にならないとできなかつたことが18歳でできるようになる一方で、今までどおり20歳にならないとできないことも。その一部をご紹介します。

## 18 歳（成年）になったらできること

### ■ 契約

携帯電話の購入や通信プランの変更、クレジットカードの発行、一人暮らしの部屋を借りるといったさまざまな契約が、親の同意がなくてもできるようになります。



### ■ 国家資格の取得

公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格が取得できるようになります。ただし、資格試験の受験には、他に要件がある場合もあります。



### ■ 10年有効パスポート取得

これまで18歳・19歳は有効期限5年のパスポート（旅券）しか取得できませんでしたが、これからは5年用と10年用のどちらも選べるようになります。



### ■ 結婚

女性の結婚年齢が引き上げられ、男女とも18歳に。婚姻に必要な社会的・経済的成熟度などに男女間の差はないとの考えから、結婚年齢の男女差も解消されます。



## 20 歳にならないとできないこと

### ■ 飲酒・喫煙

20歳未満で喫煙や飲酒を始めた場合、肺がんによる死亡率やアルコール依存症の危険が高まります。健康への影響が特に大きい20歳未満の飲酒・喫煙はできません。



### ■ 公営ギャンブル

青少年保護やギャンブル依存症対策などの観点から公営競技（競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走）の年齢制限も20歳のまま維持されます。



### ■ 国民年金に加入

公的年金制度は、老後や病気などで障がいを負った場合の暮らしを国民全員で支え合う仕組みです。これまでどおり、20歳になったら加入義務が発生します。



### ■ 大型・中型自動車免許の取得

大型免許取得の年齢要件は21歳以上、中型免許は20歳以上となっています。ただし、5月13日から「19歳以上で普通免許保有歴1年以上」に変わります。



### ■ 成人式はどうなる？

成人式の対象年齢や時期に関しては、法律による決まりはありません。各自治体の判断で成人式は実施されており、多くの自治体では、1月の「成人の日」前後に開催し、その年度に20歳になる人を対象にしています。

本町でも、高校3年生が受験シーズンを迎えることや近隣自治体の動向などから総合的に判断し、これまでどおり20歳になる人を対象に開催する方針です。なお、名称は18〜20歳を対象としたアンケートを基に検討する予定です。

### ■ 養育費はどうなる？

「子どもが成年に達するまで養育費を支払う」と取り決めていた場合、取り決めた時点の成年年齢が20歳だとしたら、成年年齢が引き下げられたとしても、子どもが20歳になるまで養育費の支払義務を負うこととなります。

養育費は、経済的な自立が期待できない場合に支払われるものなので、子どもが成年に達したとしても経済的に自立していない場合には、養育費の支払義務を負うことになります。

# 消費者教育で学ぶリスクと対策



## ■求められる消費者教育

民法上、未婚の未成年者は一人で契約することができません。そのため、親の同意なく結ばれた契約は、原則として後から取り消すことができません（未成年者取消権）。しかし、「18歳から大人」となると、高校生であっても「大人」が結んだ契約を親が取り消すことはできません。

甲佐高校ビジネス科で消費者トラブルに関する特別授業が行われ、18歳を控えた生徒たちが消費者センターなどに寄せられた相談事例を参考に、いざというときの対処法や相談方法などを学びました。授業を担当した熊本県金融広報アドバイザーの金澤裕子さんは「普段の買い物も売り手と買い手の合意によって成立している契約です。契約書が無い口約束でも法的な責任が生じてしまいます。契約が成立すると一方的にやめることはできません。よく考えるから決めましょう」と注意を呼び掛けました。

## 18歳成人を社会と関わるきっかけに

甲佐高校 家庭科教諭  
岡本 明美 先生



甲佐高校では、消費者教育を通して、クレジットカードによる多重債務のリスクやトラブルに遭ったときの対処法などを学んでいます。生徒たちには、大人になることを過度に恐れるのではなく、身を守る方法を習得しつつ、社会との関わりを考えるきっかけにしてほしいです。

## 18歳になる甲佐高校3年生の声

18歳を迎えて大人の一步を踏み出す高校3年生たち。これからの高校では、同じクラス内に18歳の誕生日を迎えた「大人」とそうでない「子ども」が混在する光景が当たり前になります。そんな高校生活に直面する甲佐高校の3年生に、大人になるにあたって気を付けたいことを聞きました。

### 自分の判断に責任を持つために

甲佐高校3年  
米村 華架 さん（美里町）



18歳になって自分のクレジットカードを持つことができる自由が手に入るのは嬉しく思います。一方で、つい無駄遣いしてしまわないか心配です。普段から使い方や支払い方法について家族と話し合うなどして、その仕組みやリスクを十分理解し、正しい判断が下せるよう準備を進めたいと思います。

### もしものときに相談する勇気を

甲佐高校3年  
牛島 彬 さん（緑町区）



成年年齢が引き下げになるのは、責任を負うのがこれまでより早くなることなので、不安の方が大きいです。授業で学んだ、消費者トラブルの恐ろしさと早めに相談することの大切さを忘れないようにしなければと思います。もしものときに家族や先生などに相談する勇気と判断力を身に付けたいです。

## 町の消費生活相談窓口をご利用ください！

親の同意なく自分一人の判断で契約を結ぶようになる。これは、自分の判断で契約した以上、それを守る責任が生まれることを意味します。

契約にはさまざまなルールがあり、そうした知識がないまま安易に契約を交わしてしまうと、思いもよらないトラブルに巻き込まれてしまうリスクがあります。ルールを知っておくことはもちろん、その契約が本当に必要なかをよく考え、正しく判断できる力を身に付けましょう。

もし、消費者トラブルに遭遇してしまった場合は、一人で抱え込まずに、すぐに相談してください。

町では、消費者相談室を上益城5町共同で開設しています。専門資格を持つ相談員が皆さんからの相談を受け付けています。ぜひご利用ください。

## 契約や買い物で困ったらまずは電話で相談を！

■町消費生活相談室（老人いこいの家内）

☎096-234-3223

（毎週木曜 午前9時～午後4時）

■町福祉課

☎096-234-1114

（平日 午前9時～午後5時）

■消費者ホットライン

☎188

（土・日・祝日 午前10時～午後4時）

消費者庁「18歳から大人」特設ページの消費者教育教材もオススメです。



政府広報オンラインでも成年年齢引き下げについてまとめられています。



この春、高校では消費者教育が本格化します。この機会に家族で契約やお金、大人になることについて考えてみましょう。

## こんなトラブルに注意！

全国の消費生活センターなどに寄せられる相談をみると、20代の相談件数は未成年者と比べて多く、契約金額も高額です。美容に関する相談やもうけ話に関するトラブルが未成年者よりも増えており、「大人」になったばかりの18歳・19歳も巻き込まれるおそれがあります。

「簡単にもうかる」や「手軽にキレイ」といった誘い文句をうのみにせず、きっぱりと断りましょう。

### 【事例1】もうけ話

マッチングアプリで知り合った人から暗号資産の投資をすると絶対もうかると誘われた。投資をしたが、出金できなくなった。



アドバイス

- 怪しい話はきっぱり断りましょう。
- 投資には必ずリスクがあります。
- 暗号資産で投資する場合は、取引先の業者が無登録の暗号資産交換業者などでないか確認を！

### 【事例2】美容医療

美容外科クリニックで施術を受けたが、顔全体が内出血を起こして腫れが引かず、日常生活に支障が出てしまった。



アドバイス

- 使用する薬などがどのようなものか自分でも説明できるようにしておきましょう。
- 効果だけでなく副作用なども理解しましょう。
- 今すぐ必要？最後にもう一度、確認を！

### 【事例3】定期購入

動画投稿サイトの広告を見てお試し価格のサブスクリプションを購入した。しかし、頼んだ覚えのない2回目の商品が届き、高額な代金を請求された。



アドバイス

- 契約内容（1回？継続？）をしっかりと確認！
- 解約方法もしっかり確認しましょう。
- 証拠を残すため、事業者に連絡した記録を残しておきましょう。

■大人になることを家族と一緒に考えよう

4月1日、私たちのまちに住む18歳・19歳の若者たち約150人が、大人としての一歩を踏み出しました。これに続き、本年度は約80人が18歳の誕生日と共に「大人の始まり」を迎えます。

18歳を迎えて成人となることは、「大人としてみなされる」ことであり、「大人になる」ことではありません。大人としての責任と積極的な社会参加が求められる中、成人を迎える高校生にとって、契約などに関する知識を学ぶ機会は限られるのが現状です。

この春、高校では消費者教育が本格化します。この機会に家族で契約やお金、大人になることについて考えてみましょう。